

令和6年3月1日

1. 出席議員

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 1番  | 高橋 | 信広 |
| 2番  | 花下 | 主茂 |
| 3番  | 坂本 | 治郎 |
| 4番  | 水町 | 典子 |
| 5番  | 古賀 | 邦彦 |
| 6番  | 久間 | 寿紀 |
| 7番  | 原田 | 英雄 |
| 8番  | 小山 | 和也 |
| 9番  | 高山 | 正信 |
| 10番 | 川口 | 堅志 |
| 11番 | 田中 | 栄一 |

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 12番 | 堤  | 康幸 |
| 13番 | 石橋 | 義博 |
| 14番 | 牛島 | 孝之 |
| 15番 | 服部 | 良一 |
| 16番 | 中島 | 信二 |
| 17番 | 栗原 | 吉平 |
| 18番 | 三角 | 真弓 |
| 19番 | 森  | 茂生 |
| 20番 | 栗山 | 徹雄 |
| 21番 | 川口 | 誠二 |
| 22番 | 橋本 | 正敏 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

|            |      |
|------------|------|
| 事務局長       | 牛島新五 |
| 事務局参事補佐兼次長 | 樋口安澄 |
| 書記         | 中島知子 |
| 書記         | 田中浩章 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 市 長                | 三田村 統 之   |
| 副 市 長              | 松 崎 賢 明   |
| 副 市 長              | 松 尾 一 秋   |
| 教 育 長              | 橋 本 吉 史   |
| 総 務 部 長            | 原 亮 一     |
| 企 画 部 長            | 馬 場 浩 義   |
| 市 民 部 長            | 牛 島 憲 治   |
| 健康福祉部長             | 坂 田 智 子   |
| 建設経済部長             | 若 杉 信 嘉   |
| 教 育 部 長            | 平 武 文     |
| 総 務 課 長            | 秋 山 勲     |
| 総務課参事補佐兼<br>文書法制係長 | 清 水 正 行   |
| 財 政 課 長            | 田 中 和 己   |
| 防災安全課長             | 毛 利 昭 夫   |
| D X 推進室長           | ( 秋 山 勲 ) |
| 企画政策課長             | 隈 本 興 樹   |
| 観光振興課長             | 荒 川 真 美   |
| 子育て支援課長            | 末 崎 聡     |
| 健康推進課長             | 末 廣 英 子   |
| 介護長寿課長             | 樋 口 久美子   |
| 建 設 課 長            | 轟 研 作     |
| 農業振興課長             | 松 藤 洋 治   |
| 第二整備室長             | 堤 辰 幸     |
| 上下水道局長             | 松 尾 正 久   |
| 学校教育課長             | 栗 山 哲 也   |
| 教育指導課長             | 鶴 拓 也     |
| 社会教育課長             | 寺 師 いずみ   |
| 黒木支所長              | 松 本 伸 一   |
| 立花支所長              | 持 丸 弘     |
| 上陽支所長              | 石 橋 武     |

矢 部 支 所 長      石 川 幸 一

## 議 事 日 程 第 6 号

令和6年3月1日（金） 開議 午前10時

日 程

### 第 1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
  - ・討 論
  - ・採 決
- 

### 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

#### 第 1 議案審議

- 議案第3号 八女市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八女市ふるさとわらべ館条例及び八女市わらべの里公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八女市ほたと石橋の館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八女市秘境柚の里溪流公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八女市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八女市公民館条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第13号 旧木下家住宅条例の制定について
- 議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定について
- 議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 議案第16号 八女市保健センター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第19号 新市基本計画の変更について

議案第20号 財産の減額貸付けについて  
議案第21号 市道路線の変更について  
議案第22号 市道路線の廃止について  
議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）  
議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）  
議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）  
議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）  
議案第28号 令和5年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第29号 令和5年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算  
議案第31号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算  
議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算  
議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算  
議案第35号 令和6年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算  
議案第36号 令和6年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算  
議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算  
議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算

---

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日より議案審議に移ります。最後まで慎重審議をよろしく願いいたします。

お知らせいたします。議案質疑表、委員会・分科会日程表、説明員名簿の追加表をタブレットに配信いたしております。

議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算のうち10款4項4目図書館本館整備事業に対する質疑通告が1番、高橋信広議員及び21番川口誠二議員からあっておりましたが、それぞれ取下げをされましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信してお

りますので、御了承をお願いします。

## 日程第 1 議案審議

### ○議長（橋本正敏君）

日程第 1．議案審議を行います。

議案第 3 号 八女市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

### ○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

### ○19番（森 茂生君）

二、三、質問を行います。

いつも申し上げておりますけれども、この議案書と新旧対照表だけですよね。これでは何が改正になるのか、どこがどうなるのか、非常に分かりにくいわけです。ですから、このような議案に対して、もう少し分かりやすい資料を、今回は仕方ありませんけれども、ぜひ次回から提出していただくようにできませんか。

### ○総務部長（原 亮一君）

前回の議案で議会の折、議案の改正等によって、分かりやすい資料ということをお話しただきましたので、今回、この議案第4号につきましては資料2という形で八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の概要ということで、資料を新旧対照表に併せまして、提出させていただいているところでございます。

○19番（森 茂生君）

すみません。私、これを見損のうておりました。申し訳ありません。

1つお尋ねしますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは分かりやすく言えば、どういう法律ですかね。

○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほどの法律というのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律となります。マイナンバーの利用及び提供に当たっての保護や制限、その他の取扱いについて規定するものでございます。具体的には、社会保障、税及び災害対策の分野に関する事務のうち、マイナンバーの利用を認める事務やほかの行政機関等との情報連携を認める事項が規定されているものでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

いわゆる、マイナンバーに関して利用拡大をする、範囲を広げるというものだろうと思います。今度の八女市の条例に関しては、どういうところが変更になるのか、お尋ねします。

○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

今回、八女市の条例につきましては、法律の改正に伴う文言の修正のみでございまして、内容については変更ございません。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

法定事務、あるいは準法定事務、これが利用拡大ということで私はちょっと理解していたんですけども、違いますかね。今までは法定事務、しかし今回は準法定事務まで枠を広げるとちょっと理解をしていましたけれども、どうなっているのか、お尋ねします。

○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほど議員御指摘の件につきましては、改正法における準ずる事務のことだと思われます。

こちらにつきましては、議案資料2に記載しておりますが、今回の条例改正に関連する部分として、マイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務であれば、マイナンバー

の利用が可能となります。また、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うことが可能となります。このことであろうということです。

**○19番（森 茂生君）**

この文言の修正だけと言われましたよね。これは文言の修正じゃないでしょう、それだったら。違いますか。

**○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）**

お答えいたします。

先ほど私が申し上げました文言の改正というのは、条例が純粹に、いわゆる新しい言葉、新しい定義が法律になされたものでありまして、そこの部分を反映した改正ということでございます。

この条例につきましては法律に基づく条例でございますので、今回、大本となった法律が改正されたことによって、その法律による改正というのは当然、事務に影響を与えるものでございます。

以上でございます。

**○19番（森 茂生君）**

要するに、文言だけの改定じゃないわけでしょう。準ずる事務まで利用可能になるということでしょう。内容が変わるわけでしょう。連携も入ってくるわけでしょう。きちっとそこら辺、間違いなく説明してくださいよ。

**○総務部長（原 亮一君）**

議員おっしゃるとおり、法律の改正では、先ほど申しましたように準ずる事務ということで利用の拡大が想定をされております。

しかしながら、自治体の条例につきましては、法令以外の条例独自で番号法で認めている以外の事務で、独自の事務としてマイナンバーを利用する場合に規定をするという形になりますので、その分について今回、私どもはその分に改正はしないということでございます。

今回の条例につきまして、法律の改正に係る引用条文、その分の改正のみを改正させていただいているところでございます。

**○19番（森 茂生君）**

表面上は、いわゆる文言の改定だけですけれども、それに伴って内容まで変わるわけでしょう。大本が変わったからということですからけれども、大本が変わって、事務扱いも変わるわけでしょう、文言が変わることによって。ただ単に文言が変わるだけという説明は、私は不親切だと思いますけど、いかがですか。

**○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）**

お答えいたします。

先ほど議員御指摘の件につきましては、今回の法改正で条例にどのような影響があるのかということになると思います。

今回の法改正で、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うことが可能になります。このことに伴いまして、今回の条例改正は情報連携の事務を定めた番号法の別表2が削除され、主務省令に規定されますので、条例で引用していた別表第2に関する記載を改正後の番号法の条文に合わせて改正するものでございます。

市の独自利用事務についての条例でございますので、この条例改正によって、八女市においての独自事務、独自条例のマイナンバーの利用の拡大などの改正ではございません。仮に、新たな独自利用事務でマイナンバーを使用する場合には条例改正が必要となり、条例の別表を改正する必要性がございますので、改めて議会の議決をお願いすることになります。

あと、当然マイナンバーにつきましては、国の法律に基づいて市町村も事務を行いますので、先ほどの準ずる事務も含めて、市町村の事務には当然、その法律というのは適用され、影響するものでございます。

以上でございます。

#### ○19番（森 茂生君）

いわゆる内容まで変わる、連携が増える、準ずる事務まで今後はマイナンバーと連携をするということになるのだろうと思います。ですから、文言上、表面上は、確かに文言の改定となるかもしれませんが、市民生活からすれば、内容的に現実的に変わると私は思うわけです。

ですから、そういうところもきちっとやっぱり説明した上で、文言の改正、表面上、条例上は文言の変化だけですけれども、内容的にこうなりますというところまで説明して、私は初めて全体像が見えてくる。そういうふうに説明責任は当然、執行部はしなければならないと思うわけです。

ここで、法改正がどう変わったのか、質問できますか。これは条例だけですけれども、大本のところがどう変わったからどうなったのかというところの説明、分かりやすく説明してください。

#### ○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

議案第4号、資料2に基づいて御説明をいたします。

議案第4号、資料2を御覧ください。

まず、条例改正の背景としまして、今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴うものでございます。番号法の改正によりまして、マイナンバーの利用及び情報連携に関わる規定の見直しが行われ、迅速なマイナンバーの利用や情報連携が可能になるとされています。条例では番号法の条文を引用していますので、法改正に合わせて、今回、条例を改正するものでございます。

次に、番号法の改正で条例に関する部分について御説明いたします。

1つは、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務であれば、マイナンバーの利用が可能となります。

2つ目は、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うことが可能となります。

この改正で情報連携の事務を定めた番号法の別表第2が削除され、主務省令に規定されますので、条例で引用していた別表第2に関する記載を改正後の番号法の条文に合わせて改めるものでございます。

以上でございます。

#### ○19番（森 茂生君）

今度の改正令によって、例えば口座番号を国に通知するような、本人の同意があれば八女市が持っている口座番号、市民の皆さんの口座番号、それを今は八女市だけで使っているのを今度は国のほうに通知をする、知らせる、そしてマイナンバーカード全体で利用できるようになるという法律も、その辺改正されたと思いますけれども、その点どうなっているのか、お尋ねします。

#### ○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほどの点につきましては、今回、この番号法の改正に伴って複数の法律が同時に改正されており、議員御指摘の部分も含めて、関係法令が改正する中で、そういったところも改正されているものと認識しております。

以上でございます。

#### ○19番（森 茂生君）

ちょっと気になるのが、一応、本人には内容証明で通知をして同意が得られれば国のほうに番号を通知する、そして通知して返事がなかった、返事が来なかった、その場合は同意したものとして国のほうにその番号を使っていいですよとなるような改正が入っていると思います。

これは非常におかしな問題で、今までは八女市が持っていた口座の個人情報を今度は上のほうに上げるわけでしょう。みんなが共有するということになってしまうわけです。しかも、本人が同意すれば何とかなくても、本人から知らせが来なかったら同意したものとして上の

ほうに使っていいですよということで知らせる。これは年金も同じだと思います。年金の口座番号も本人に知らせるけれども、同意しますということがあればいいけれども、返事がなかった場合、同意したものとして年金の口座番号も上のほうに知らせるということになるように私は理解したんですけれども、そのような理解でいいのでしょうか。これは大変な問題だと思いますけれども。

○議長（橋本正敏君）

どなたが答えますか。

○総務部長（原 亮一君）

議員御指摘どおり、公金受取口座の登録における行政機関等経由登録の特例制度という制度が創出をされております。

これにつきましては、また国のほうから創設については周知がされるものと思っておりますので、現段階では明確なものを持ち得ませんので、よろしくお願いいたします。

○19番（森 茂生君）

明確なものは、ちゃんと出ているじゃないですか。インターネットでこげんすると、合意すると。それは決まっているわけでしょう、番号法は。番号法で法律は決まっているわけでしょう。今後そのように事務扱いを変えるということでしょう、八女市の公金受け取りの。

ちょっとほかにもいっぱいありますけれども、一つ一つ言えばもう切りがありませんので、もう一点だけ言いますけれども、戸籍、これもひもづけをするという予定です。そのために、漢字は都合が悪いから全市民に対して振り仮名を確認する。例えば、私の場合、「もりしげお」でいいですかとか。いろんな呼び方がありますよね。例えば、せいじさん、まさはるさんとも読む。そういう関係で個人に振り仮名、それまで恐らく変わるんだろうと思います。そして、振り仮名を打って、マイナンバーカードと連携するということになるかと思えますけれども、その点いかがですか。

○総務課参事補佐兼文書法制係長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほどの件、氏名の振り仮名の件ですよね。すみません。今回のマイナンバー法の改正に伴い、住民基本台帳法、戸籍法などの関連法案も改正されることにより、マイナンバーカード、戸籍、住民票等の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることとなります。実際の実務については、担当課である市民課で行われていくものであると認識しております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

市民課はいらっしゃいますか。どうなりますか。

○議長（橋本正敏君）

森議員、この議案第4号に関する条例の部分について御質問を願います。

○19番（森 茂生君）

はい。だから、大本が変わったから条例が変わるわけです。大本がなからんなら条例改正はないわけです。大本が変わったから、大本がどげんなったのか。直接響いてくる問題です。私はそれでいいと思います。私はそう理解しています。よろしくお願いします。

○議長（橋本正敏君）

条例について御質問をお願いします。

○19番（森 茂生君）

それだけでも答えてください。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

戸籍の振り仮名につきましては、議員も御存じのとおり、標準化に伴って、今まで振り仮名がなかったということで、振り仮名を付設するということで今作業を進めているところでございますが、最終的には標準化をなされた後に、マイナンバーとひもづけをされるという予定になっているものということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

国の法律ばかり言いよるとあれですので。

今後いろんな問題が絡んで、ほかにもいっぱいあるんですよ。今言ったのはごく一部でほかにもいっぱいありますので、今後いろんな問題が出てくると思います。例えば、振り仮名にしろ、全市民に返事をしてもらわなければならないわけでしょう。大変な事務量が、それだけでも出てくると思います。それが、例えば、口座の預金通帳のあれもです。全部の市民に、それぞれに同意を求めたりする事務が出てくると思いますので、こう何でもかんでもひもづけは非常に私は疑問を持っております。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第4号に反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、マイナンバー法が改正されたための条例改正ですけれども、改正内容はマイナンバーの利用拡大であります。主なものだけでも、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、公金受け取り口座の利用拡大、戸籍、住民票、運転免許証とのひもづけなど、ありとあらゆる分野での利用拡大が図られます。このような利用拡大するならば、深刻で取り返しのつかない情報漏えい起きることが予想されます。今日の新聞でも、日本を代表する情報通信グループ、NTT西日本社長が引責辞任、928万件の情報が不正持ち出しで流出した責任を取り辞任という報道が行われております。

また、共通番号制はなりすましの手段として利用され、甚大な財産損害を発生させる危険性があります。アメリカでは社会保障番号が共通番号化してしまったために、なりすましの手段に利用され、深刻な社会問題となっております。現在、膨大な費用と労力をかけて分野別番号法を進めております。オーストラリア、ドイツ、フランス、イギリスでは行政分野ごとの異なる番号を使用しております。イタリアでも納税番号を除き、共通番号はありません。世界の趨勢は共通番号ではなく分野別番号であります。日本でも、共通番号で何もかもひもづけするのではなく、分野別番号制を基本としたシステムを構築すべきであります。

以上の理由により、議案第4号に反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第6号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第8号 八女市ふるさとわらべ館条例及び八女市わらべの里公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

わらべの里関係についてお尋ねいたします。

この条例改正は、わらべの里研修センターの施設老朽化のための用途廃止であるとのことですが、まず建物の建築年数、それから現在までこれは指定管理されていたと思うんですけども、そこら辺の経緯についてお尋ねをいたします。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

わらべの里研修センターにつきましては、建築年月日が昭和59年3月でございます。鉄筋コンクリート造りの2階建ての構造で、校舎、屋内運動場等がございますが、学校が閉校後、現在わらべ館の本館と併せまして、わらべの里研修センターも指定管理施設と観光施設の一部として管理を指定管理者にお願いしてきたところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

これは昭和59年ですから、もう大分たつと思いますので、あれですけれども、普通財産に用途変更されると思うんですが、その建物の処分計画、それと併せて跡地の活用方針について、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

指定管理、現在の行政財産から普通財産として管理を行いますが、現状においては老朽化の状況を見ながら、今後、施設の有効活用という観点からも検討していきたいと考えております

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

今ちょっと、老朽化という言葉の中で、今後、施設の有効活用を図っていくというお話。ちょっと矛盾するところがあるんじゃないですか。本来は、危険まではいかないけれども、利用するに値しない施設だから廃止するということで私は捉えていたんですけれども、そこら辺についてはどうなんですか。

○議長（橋本正敏君）

いいですか。どなたが。

○上陽支所長（石橋 武君）

現状におきましては、施設の老朽化で特に雨漏り等がひどい——ある程度ひどくなっているという状況でございます。

現状においては、有効活用ということで今申し上げましたが、施設のほうを、例えば倉庫として利用するとか、そういったところで検討していきたいと考えております。

○11番（田中栄一君）

じゃ、その利用の段階でまた普通財産に一旦しておいて、また行政財産に戻すということ で了解してよろしいんでしょうかね。

それと、運動場とかがあったと思うんですけど、そこら辺については何か地域のいろんな

利用とか、そういう活用をされる予定があるんですか。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

今後の利用、行政財産に戻すということではございませんで、行政財産から今回普通財産として管理をしていくということでございます。

グラウンド等の利用等につきましては、地元にも今後説明をしていく場を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

グラウンド等はちょっと放置しますと、もう後は使えなくなるような状態です。管理費もかかります。できるだけ地元の方に有効利用していただいて、管理も併せてお願いできたらなと思っております。

それから次に、ふるさとわらべ館と公園、これを今後、市直営で管理するということなんですけれども、現在までの利用者数とか、あるいは指定管理されていたときの決算状況、指定管理料をお支払いされていると思うんですけれども、この決算状況。

それから、今後直営でされるということであるならば、当然、職員などの管理体制、これをきちんとしておかないといけないと思いますし、それから指定管理を何で直営にされたのか、指定管理に今までされていたのに何で直営にされるのか、指定管理者の募集関係とか、そういったやつについてはされたのかどうかをお尋ねしておきます。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

まず、利用の状況でございますが、今年度におきましては、現在、利用者数としては1万5,000人程度の来館者がございます。

また、売上げにつきましては、今年度、現在において6,500千円ほどの売上げがあるという状況でございます。

また、指定管理につきましては、今年度9月に指定管理者の募集を行いました。指定管理者の応募がございませんでしたので、その後、指定管理者による管理ができないという、今そういう状況でございますので、4月以降は、まず施設の今後の運営も含めて、直営で管理をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

管理するならば人的手配が必要です。支所のほうで職員が当たるのか、あるいはそこに当然お客様がお見えになるわけですから、その管理体制というのは必要だと思うんですけれ

ども、そこら辺についてちょっと、もっと詳しくお願いします。

**○上陽支所長（石橋 武君）**

お答えいたします。

すみません。先ほどの指定管理料でございますが、まず令和5年度の指定管理料ですね、ふるさとわらべ館、それとわらべの里公園につきましては、約19,000千円ほどの指定管理料を支出しております。

それと、今後の4月以降の管理につきましては、会計年度任用職員を配置いたしまして、通常の管理などを行う予定といたしておりますが、まだその体制ができまして、一般に、今休館中でございますので、その休館を再開する時期も検討していきたいと考えております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○7番（原田英雄君）**

今先輩議員からお尋ねになった以外のことを、二、三お尋ねしたいと思います。

ふるさとわらべ館についてでございますけれども、今お話にありましたように、指定管理から今回直営という形での条例改正があっておりますが、まずは、もともとこれは上陽町時代からの施設だと思っております。皆さんもいらっしゃいますので、この施設の本来の目的、あるいは事業内容等について御説明をお願いいたします。

**○上陽支所長（石橋 武君）**

お答えいたします。

施設の目的につきましては、交流拠点の施設として、地域性を生かした教育力により少子化時代の子どもを育てる環境づくりを行うとともに、都市との交流人口の拡大により需要を創造し、地域経済活動の向上と市の活性を図るということでございます。

わらべ館につきましては、平成14年度にオープンして、20年以上経過している状況にございます。

以上でございます。

**○7番（原田英雄君）**

御説明いただきましたように、当該施設については私も何度か足を運んだことがあります。これまでのいろんな一般質問等でも議論になっておりましたけれども、位置的に久留米市に非常に近いということで、十数分、20分ぐらいで久留米市から来るということもあってか、私が行った範囲では結構土日、子ども連れでにぎわっておったかと思っております。

この条例が出まして、本当にこれをどう運営していくのかということが、正直、私も気になったところでございます。

先ほどございましたように、これまで指定管理という形でやっていただいていたかと思っておりますけれども、なぜもうちょっと引き続きやれなかったのか、あるいは先ほど会計年度任

用職員でというお話がございましたけれども、私が知っている限り、やはり様々なイベントも仕組んでおられますし、子どもたちに教育的な見地からいろんな取組もなされております。そこいらは本当に会計年度任用職員でできるのかと、体制が取れるのかと危惧をしておるところでございます。そこらについてお考えありましたら、よろしくお願いします。

#### ○上陽支所長（石橋 武君）

今回、4月以降の直営について、現在までの経緯でございますが、ほたと石橋の館、それとふるさとわらべ館、それに関連する公園、施設関係ですね。現在、今年度末までは、先ほどのわらべの里研修センターも含めまして、5施設を1つの指定管理協定ということで指定管理を行ってきていただいたところでございます。

今回、ほたと石橋の館も改修をしておりますので、12月議会において指定管理者、ほたと石橋の館と関連する公園の指定管理者の議決をいただいたところでございますが、ほたと石橋の館とこのわらべ館を別の指定管理協定ということになりますので、現在の指定管理者と、このふるさとわらべ館の4月以降の指定管理を行っていただけるかどうかというのを協議を重ねてきたところでございます。

現在の指定管理者につきましては、一旦は指定管理を4月以降も、また新しい期間で続けたいという申出を受けておりましたので、一旦は指定管理の公募を見送ったところでございますが、その後、指定管理者の役員のほうで協議をされまして、やはり4月以降は指定管理を続けることができないという申出が現在の指定管理者からございましたので、急遽、9月に入りまして指定管理者を募集したというところでございますが、指定管理者の応募がなかったというところで、新年度以降、直営で行っていきたいという方向で考えているところでございます。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

指定管理としての継続ができなかったというお話かと思いますが、ちょっと気がかりなのが、ここではレストランもございましたし、食事を提供してあったいろんな仕事に当たっていた方が、結構な方が働いていらっしゃったかと思っておりますし、先ほど言いますように、時期的には非常ににぎわってございましたし、いろんな物産の販売等もそれなりにあったかと思っております。

そういうことから、特にやっぱり地元等も連携した取組があつていたんじゃないかと思っているところでございますが、言ってみれば、先ほど指定管理という形じゃなくて直営ということでございますが、これまで働いてあつた方の、あと継続とか、そういったことがちょっと心配するところでございます。そこいらは、例えば、高齢で無理になったということであれば、やむを得ないかと思いますが、たしか若い指導員の方もいらっしゃった

かと思っておりますので、そういった方々の処遇といえますか、今後、先ほど併せて2月からもう休館ということでございますので、実際、改めてそういったところはどうかあるのかなという点が1点と、やはり地元非常に、特にやっぱり拠点性ということでもあろうかと思えますし、先ほど来あっておりますような、旧上陽町時代からの流れのある重要な施設かと思っておりますので、地元との調整なり、話、そういったところはあっているのか。2点、よろしくお願いします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えします。

先ほどの田中議員のお話もあったんですが、全体的な観光施設、交流体験施設、指定管理施設、これの運営につきましては、やはり今までと同じような形での運営というのが、果たして地域のためになるのか。今おっしゃったように雇用の関係もなんですが、今回は、先ほど支所長が申しあげましたように、指定管理者のほうから、もう指定管理をしないという申出でございました。実際は、それではなく、指定管理施設を変えるということになると、そこで雇用している人は継続雇用ということで指定管理の募集要項の中にも入れておりまして、必ずその次の指定管理者が雇用するような形。べんがら村がそういう形ですね。それで取っておるところでございます。

ただ、今回のふるさとわらべ館につきましては、新しく募集するときの要綱には、雇用状況を継続という形で出していたんですが、結局募集がなかったということ。そしてましてや、先方のほうからお断りということだったので、館長あたりにも、次の職場がもし心配であればお話をしていただけると、下のほたと石橋の館も雇用を見込んでおりますので、そういうところでどうですかという御案内をしているところでございます。ただ、御案内しているだけであって、本人が受けられるかどうか、これについてはちょっとまだ分からないかなという状況ですね。これが実際のところでございます。

ですから、今、原田議員がおっしゃったように、雇用につきましてはとても大事な問題ですし、今切ってしまうと実は人材不足というのもございますので、うちのほうとしては欲しいということがございますから、御高齢とかいう理由で断られる方もいらっしゃるんですが、やっぱり若い方には、ぜひ地域で働いていただきたいという思いがございますので、声はかけていきたいと思っております。

以上です。

**○7番（原田英雄君）**

あと1点、お話、今申しあげました地元とのお話なり、調整はあっているでしょうか。

**○上陽支所長（石橋 武君）**

お答えいたします。

今現在の指定管理者のメンバー、役員の皆さん、もともとが下横山地域の地元の方ということもございますが、地元との協議につきましては、今後の運営管理の方向性、こちらがある程度示せるようになってからということで考えておりましたので、現在のところは地元と地元の行政区長を通しての協議というのは今現在行っておりませんが、今後しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○7番（原田英雄君）**

その点は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これまで一般質問でも出ておりましたように、やっぱり八女市の中でも、郡部、東部地域の定住促進というのは大きな柱であろうと思ひますし、地域の経済力、にぎわいをつくるための当該施設については、それ相当の役割があつて、これまで運営されてきたものと思ひておひます。だんだんじり貧になつて行きますと、やはり地域としても寂しい思ひにもなりますし、逆にやっぱりこういう施設をうまく活用しながら、地域の活性化に今後ともつなげていただけたらと思ひておひます。よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結します。

採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

全員賛成であります。よつて、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市ほたと石橋の館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

いたします。

本案について質疑を行います。

**○11番（田中栄一君）**

今現在、ほたと石橋の館はリニューアルされて、今休館状態と思っております。ほたと石橋の館の今までの指定管理の状況、特に決算状況など、それから現在指定管理をされておりますが、何かここも辞退されたと聞いております。そういった中で、4月以降の管理体制、これはどうしていくのか。もし指定管理の関係が間違っていたら訂正をお願いしたいと思います。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

ほたと石橋の館は、先ほどちょっと触れたんですが、12月議会の折に次の指定管理者の選定をしたところでございます。

今議員がおっしゃったように、ほたと石橋の館についてはリニューアルしておりまして、閉館しております分を今指定管理やっている方たちが、ちょっと別の場所で事務所を持って、ショップ等の運用されているのが現状でございます。

4月以降につきましては、もうオープンの日も決まっておりますし、今回のこの議案を基に、次の施設の名称も決定する予定でございます。

今指定管理施設については、例えば、べんがら村であったら条例の中に健康増進施設べんがら村という呼称までついているのがございますが、今回は、ほたと石橋の館の観光交流施設、このようなところからの名称で、通称名については切ったところでの条例改正ということで提案させていただいているところです。

以上です。

**○議長（橋本正敏君）**

決算状況は。

**○上陽支所長（石橋 武君）**

決算状況ということでございますが、今年度、令和5年度における指定管理料ですね。ほたと石橋の館並びにホテルと石橋の里公園、合わせまして、すみません、15,000千円程度での指定管理料でございます。

それと、先ほどございました現在の指定管理者につきましては、9月にこちらの指定管理の公募を行いましたけど、指定管理者のほうからは応募しないという連絡を当時受けておった状況でございます。

以上でございます。

**○11番（田中栄一君）**

先ほどの指定管理から、それから名称のお話まであったと思うので、ちょっと聞き取れま

せんでしたので、ちょっとあれですけども、今までほたと石橋の館という非常になじみ  
というか、そういうことがありましたが、今度改修をして、上陽地区観光交流施設と条例の  
題名が変更されます。

また、現地の看板では、ダニエル・イノウエミュージアム、それとオハナマートという片  
仮名のしゃれた名称になっております。ダニエルさんのお名前と功績はある程度存じており  
ますが、知り合いの方から、ほたと石橋の館のフレンドリーな雰囲気が失われるようで心  
配ですと、戸惑いを感じる声がございました。この片仮名称で行かれるのか、それとも別途  
愛称があるのか、または募集されるのか、そこら辺についてお尋ねいたしたいと思います。

#### ○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

施設の名称につきましては、今回挙げておりますように、八女市上陽地区観光交流施設と  
いうことでございますが、愛称としてダニエル・イノウエミュージアムということで、今後、  
周知、施設のPRを図っていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○11番（田中栄一君）

こういったミュージアム関係は、立花町では旧木下家住宅条例、あるいは、田崎廣助美術  
館条例、こういった名前を冠して分かりやすい条例名称になっております。通常、ミュージ  
アムであるならば、やはり条例題名もダニエル・イノウエ記念館などストレートに考えられ  
なかったものかということが1点。

それから、ちょっと長いんですね。ダニエル・イノウエミュージアム。何か非常に皆さ  
んに言うときにちょっとあれですから、もっと何か親しみのある愛称を、条例だけ見てもよ  
く分かりません。これはどういう施設っちゃろうかと、交流施設で。

私の地元の大淵体験交流施設、これは名称はそうなんですけれども、愛称として「げんき  
館おおぶち」ということで命名されておまして、そちらのほうは今では世間一般に通じて  
おるような状況でございます。何か名称決定、こういった部分の経緯などがありますから、  
そこら辺についてお尋ねしたいと。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

実は、名称につきましては、今議員がおっしゃったように相当悩んでおりました。

というのが、まずは、やっぱりほたと石橋の館が十数年かかって浸透しておりますが、  
実際は、今から先の観光客を見越した場合に、インバウンドで外国からのお客様が多い。こ  
れがもう主流になってくるかと思っております。

その中において、マーケティング調査をしたところ、例えば、石橋とかほたると検索する

のと、ダニエル・イノウエと検索するのは、もうヒット数が全く違います。要するに、ダニエル・イノウエさんの名前のヒットのほうが数万倍、もうとにかく世界中からということですので、せっかく日本中探してもダニエル・イノウエさんの血筋を持つエリアというのは八女市の上陽しかないわけですから、やはりそれを全面的に打ち出すということが一番かなということ、十分に担当課とうちと支所と検討した結果、この名前を愛称としてつけさせていただくという経緯にしております。

ただ、さっきおっしゃったように、げんき館おおぶちであるとかべんがら村あたりは名前までついての条例なんです、例えば矢部村の柚のさどであつたりとか、やべのもり、こちらは、もう体験施設ということで名称を入れていないんですよね。というのが何でかという、やっぱり施設も30年、40年たった施設を同じままずっとやるのか、そこで来ていた人間が将来的に子どもたちのために、例えば、10年後、20年後の新しい子どもたちが施設を訪れるときに、またそういう名前を変えていくときに、また条例を変えんといかんごとなる。そういうことであれば、今回は交流施設という名前だけをつけておいて、あくまでも、さっき言われたように、大きなミュージアムということで、ダニエル・イノウエミュージアムは日本にはうちにしかないという胸を張って言える施設になると思いますし、さっき言われたカフェはエリアごとの名前ですので、例えば、べんがら村も八女テラスみたいな、皆さんが御飯食べるようなところもございますから、そういう形で持っていこうという気持ちでございます。

あくまでも、グローバル化な社会、昨日の坂本議員の質問にもありましたけれども、外国人の観光客が訪れていただいて、納得していただいて、そしてそれが日本に誇れるような観光地になっていければということで、今回、ダニエル・イノウエミュージアムという名前と決定させているところというのが経緯でございます。

以上です。

#### ○11番（田中栄一君）

大変グローバルな考え方でターゲットをインバウンドに絞っていくと。国内で、ダニエルさん、そう知られている方は知られていると思うんですけども、やっぱり何か周辺の一番足を運んでいただけるのは、やっぱりその周辺、福岡とか、そういうふうな部分からのお客さんも、やっぱりきちんとしておかないといけないと思うので、そこら辺のPRの仕方というか、コマーシャルの仕方が大変重要になってくるんじゃないかと思います。インバウンドで外国の方にヒットしたからといってお見えになるわけじゃありません。知識が増えるだけです、外国の方が。

だから、そういうことで、やっぱり一番大事にしないといけないのは、私自身は周辺、福岡都市圏から、そういった部分だと思っておりますので、やはりそういった部分についての

PRとか、CMとか、そういった部分については、しっかりやっていただきたいということで考えておりますので、よろしくお願いします。

終わります。

**○18番（三角真弓君）**

かなりの改修費を使って、今回、これができていきますけれども、確かに始まった中でこのようなことを聞くのは非常に失礼ですけど、これは地域の住民の方への、そういう説明会というのは最初にあったんでしょうか。

**○上陽支所長（石橋 武君）**

お答えいたします。

今回の改修の内容につきましては、現在の指定管理者含めて協議は行ってきておりますけれども、周辺の地元への説明というところでは実施していない状況でございます。

**○18番（三角真弓君）**

地元住民の方たちのそういうお声もたくさん聞いております。確かに、東部の人口減の中で、今後、先ほど同僚議員おっしゃったように、私もこの名前の改正は、このままのほうが皆さんが親しみやすい名前として残っておりますけれども、今後、観光自体に対して、この場所だけではなくて八女市全体に対してどう捉えていくのか、東部の魅力をどう伝えていくのかという一環も考えながら、今回の改修に臨んであると思うんですね。そういった点をどうしていかれるのか。本当に何とかこの八女市の東部の活性化の一つになっていけばいいと思いますけど、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

貴重な御意見ありがとうございます。

観光施設につきましては、度々申し上げるんですが、やっぱ東部を含めて22か所の観光施設がございます。もうかっているところもあれば、全然お客さんが来られないところもある。

ただ、八女の魅力というのは、点在する観光施設をお互い点と点を線で結んで、それが面になって収益が上がる、これが一番の目標であり、これは第1次、第2次、第3次、このアクションプランの中に提言を入れているところでございます。今までは、本当に計画を立ててそれをやるだけだったんですが、今ちょっとアクションプランの中で変わっているのは、マーケティングということで基本データ、これの収集をやっているところでございます。

先ほど田中議員もおっしゃいましたが、やっぱり福岡市内からの来客が多いということとインバウンド客が年々増加しているという状況、これもビッグデータを県のほうからいただいておりますので、今後、どこをターゲットに、誰をターゲットにですよね、事業を進めていくか。特に観光については、何度もよく議会でお話しする関係人口というのがございまして、まずは八女を知っていただいて、それで関係人口を増やしていきながら定住につながる

というプラスの事業ができるのが理想と考えております。これが観光の基本の考え方であり、今後、八女が目指すものではないかなということで第3次のアクションプランもつくらせていただいております。これに沿って事業の推進を行っていこうと考えているところろでございます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

今おっしゃるように、点が線になり、面になることが必要だとは思っておりますし、今後、本当に指定管理はかなりの血税をやっぱり使っておりますので、何とか八女市を、この事業だけではなくて、八女市全体が本当に活性化していくことを心から期待いたしまして、官と民の力も借りながら何とか成功していただきたいことを期待して終わります。

**○3番（坂本治郎君）**

先ほどから名称について質問がありましたが、私からも質問ですが、であれば和名と英語名をどっちも持つというのはいかがでしょうか。例えばですが、中国とか、いろんなほかの国を旅行するときに英語名と現地名が大体あったりします、ホテルなどには。いかがでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

ということは、ちょっと日本語、和名であれば館で、外国の名前であればダニエル館という言い方でしょうかね。（「2つ持つということ、名前を」と呼ぶ者あり）2つ持つということは、サイン事業も2つせんといかんということになりますので、まずは、今のやり方でダニエル・ミュージアムやっていきながら、今、坂本議員がおっしゃったように、将来的には呼称、愛称ですよね。さっき、げんき館おおぶちの話も呼称を作ったということなので、そういうのがじわじわと進んでいくような形で持っていければよろしいかと思います。

多分、私もダニエル・イノウエミュージアムというのはちょっと長いなと思っておるんですが、それでも、やっぱり（発言する者あり）今、市長からのクレームが来ましたが、やはり、こんなに偉い方がいらっしゃるその町を誇りたいと思いますので、この名前で進めたいと考えております。

以上です。

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

議案第10号 八女市秘境柚の里溪流公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題  
といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 八女市公民館条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 旧木下家住宅条例の制定についてを議題といたします。

本案は、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第16号 八女市保健センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 新市基本計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○11番（田中栄一君）**

議案第19号、質疑を行います。

これは、八女消防本部整備に係る合併特例債の借入れのための基本計画変更と理解しておりますが、一部事務組合構成自治体であります広川町との関係についてお尋ねしたいと思います。

この計画は、八女市が主たる自治体として窓口を引き受けるのか、あるいは双方、広川町もこういった基本計画があると思いますけれども、そちらのほうも、そういうふうな計画変更がなされるものか、お尋ねいたします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えさせていただきます。

今回の新市基本計画の変更につきましては、議員おっしゃるとおり、この八女消防本部の整備事業については、八女市では合併推進債を活用させていただくというところで計画を変更するものでございまして、広川町さんのほうでは、この特例は受けられないということになりますので、これは八女市独自で提案するものでございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 財産の減額貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

まずお聞きします。貸付額、年額370,900円となっております。減額してこれだろうと、実際計算すれば幾らを幾らに減額、何割なのか、お願いします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

本来ですと5％程度の貸付額となると思われますが、今回1.6％として計算をしております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

だから、幾らを幾らにしましたかと聞いております。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

5％として計算いたしました場合には……

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

先ほどすみません。1桁ちょっと誤っておりまして、1,158,900円でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

土地については、6,554平米のうち499平方メートル、これ恐らく駐車場等に使われておる

と思います。建物のほうが2,234.01平米のうち368平方メートルとなっておりますけれども、要するに368平方メートル引いた他の部分は何かに使われていますか。

**○財政課長（田中和己君）**

こちらの下辺春小学校につきまして普通財産として管理させていただいてまして、ほかの用途につきましては、教育委員会のほうで資料として保管をする部屋とか、あとは学童保育所の運営委員会というところで一部の部屋を借り上げておられますので、そういった用途で活用させていただいているところでございます。

以上です。

**○14番（牛島孝之君）**

幾つの部屋があつて幾つの部屋が使われていないで、今言われたような使用目的で使われていると思いますけれども、やっぱり東部地区にいろんな企業なり、そういうところが来てもらう場合に、空いている教室を使えないか、やっぱそういうことも検討していただかないと、ただ建物全部をこういうふうで施設に貸します、あるいは、あとは倉庫です、できればそういうのを、本来言うならホームページ等に上げて、こういうものを、ここにどういう教室が空いてますよと、使う方いませんかとしないと、単なる廃校にされて一部だけ使うだけじゃ、やっぱり言われるように、旧八女市の中心部はいいかもしれんけれども、やっぱり東部は本当にこういう建物がせっかくあるんですから、そういうふうな利用をしてほしいから今聞いとるわけですね。幾つ教室がありますか。分かりますか、それは。

**○財政課長（田中和己君）**

議員御指摘のとおり、普通財産として管理しています閉校した後の校舎等につきましては、東部にかかわらず全体的な市の財産として、文部科学省のほうで閉校した後の活用策について有効活用してほしいという思いで文部科学省のホームページ上で公表させていただいています。

幾つかというか、年間に何社からか、そういったことで御相談がございますので、うちの財政課で主管しています公共施設マネジメント係のほうで各施設の現地の御案内なり、そういった対応は十分させていただいているような状況だと認識をしておりますので、議員の方々につきましても、ぜひそういったこちらの持ち合わせている情報を基に、PRをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○14番（牛島孝之君）**

文科省のホームページに頼るんじゃなくて、できれば八女市のホームページにきちっと出すと。そういうことも必要だと思いますよ。文科省を誰が見ますかじゃなくて、見ている人はいるかもしれないけれども、やっぱり八女市のホームページの中に、こういうふう空き

教室がありますよと。どういうふうに使われるか分からんけれども、全国に募集かけてですよ、探す人はおるわけですよ。そういうことの、そういう努力をぜひお願いいたします。終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案は委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって本案は、予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長となっております。  
今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

先例という発言がございました。先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員長とすることに決定しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

全員賛成であります。議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和5年度 八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和5年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であり、2名の議案質疑通告がありましたので、通告順に質疑を行います。

1番高橋信広議員の質疑を許します。

○1番（高橋信広君）

それでは、議案第30号の質疑、2款1項6目ふるさと支援寄附事業、これについてお伺いいたします。

このところ、このふるさと納税については、委託契約に係る不祥事とか、それからお礼品の産地偽装とか、そういう問題が発生しております。総務省の指導がこれから既に厳しくなっているのではないかと感じておりまして、総務省からの通知であるとか視察、こういうこ

とが来ているかどうか、お伺いいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

総務省からは毎年6月に制度運用に対する通知が発出されております。この通知内容に基づいて、その年の10月からの運用を行うことになります。まず、これが基本の大きな運用方針でございます。

議員御発言のとおり、昨今報道でもあっておりますが、他の自治体における契約の不祥事や産地偽装等につきましては、地方自治法や総務省通知に対する明らかな違反でございます。ですから、これらをもって、ふるさと納税の通知、総務省の運用方針に大幅な変更が生じるものではないと思っております。

しかしながら、このような不適切な事例があった場合、また、立て続けに起こったときなどは、案件によっては個別に総務省や県から通知があることがございます。本年度は産地偽装、また食品表示等に関しまして3回の個別の通知がございました。

○1番（高橋信広君）

特に産地偽装とかルール違反、こういうことを防ぐために、本市としてどういう、例えば、事業者との契約のときに罰則等の規定を設けるとか、そういう取決め等なされているかどうか、これについてお伺いいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

まず、業者を指定する際に、この辺りの運用をしっかりと遵守していただくこと、これは約束事としてお願いをしております。違反があった場合は、ペナルティー等も加味したところをお願いをいたしております。

また、こういった具体的な案件で、報道等で類似の案件がございましたときは、その業者と確認を取りまして、電話連絡、もしくは事業者のほうを訪問するなどして注意喚起しておるところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

分かりました。

令和5年度のほうも、あと残すところ1か月ですけど、今年度の見通し、それから今年度についての全国的な状況とか、近隣自治体の動向とか、この辺が分かれば概要についてお知らせいただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

本年度でございますが、見通しにつきましては、昨年度が実績で1,290,000千円でしたが、令和5年度は1月末の段階で1,340,000千円となっておりまして、実績としては着実に伸びている状況でございます。

令和5年度は、この数字に、あと2月、3月、この2か月分が入りますので、年末のような大きい数字にはなりません、試算では最終的に本年度1,450,000千円程度ということで見込んでおります。前年比約110%ということで見込んでおります。

全国的な状況でございますが、このふるさと納税、国全体でも寄附額につきましては、本年度も1割ほど伸びるのではないかと分析がございました。

ただし、寄附の実績につきましては、自治体間で二極化が進んでいるような状況でございます。本年度は1,785の自治体が指定を受けておりまして、取り組んでおりますけど、この上位3%、いわゆる約50の自治体で総寄附額約1兆円と言われておりますが、この約3割以上を占めるような状況でございます。前も申しましたが、いわゆる牛肉等の畜産物、また海産物等が非常に強い自治体が多額の寄附を集めているような状況でございます。

また、私どもも近隣の自治体と情報交換いたしておりますが、近隣の隣接する自治体は、いずれも前年比の実績を割り込むような状況であるとお聞きしております。前年比8割、6割台という自治体もございます。

そういった中で、この八女市においては、適正な取組を続ける中で順調に來ているのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（高橋信広君）

順調に來ている中で、今度、今回の予算の中に、この予算審議資料見ますと、58ページ、実質、この寄附額の見込み——見込むというか、予算として10億円ということで見られていると思うんですが、ここ数年の傾向値から見ても、もう自信持って予算組んで私はいいいと思います。そういう中で、ちょっと弱気な予算ではないかというのが1つです。これについては回答は要りませんので、予算は予算として組まれましたので、また補正を組まれると認識しております。

今、それから今後ですけど、返礼品の事業者との、やっぱりパイプ強化というのは非常に重要と思っております。

そういう中で、いろんな意見交換会もやっているということは聞いておりますが、具体的にどういうことをされているのか、この辺りをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

返礼品の事業者の皆さんとは、日頃から訪問による商品の掘り起こし、また相談対応など

担当者、中間事業者を中心にコミュニケーションを取っております。

また、毎年、返礼品の協力事業者を対象とした研修会を行っております。これは現在の情勢やトレンド、また商品の見せ方であったりとかPRの仕方など、専門の講師をお招きしまして、スキルアップといいますか、寄附の増加を目指した研修会を実施しております。この研修も年々参加者が非常に増えてきていると感じております。やはり事業者の皆さんも、本制度を一つのビジネスチャンス捉えておられると私も肌で感じておるところでございます。

これ以外にでも、本年度、商工会議所や茶商組合の方々の役員さん方と意見交換する機会を積極的につくっております。ふるさと納税につきまして、非常に多くの御意見、御提案をいただいているところでございます。このような現場の声であったり、経済団体の皆さんのお声をしっかり拝聴しながら、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（高橋信広君）

今の研修会等で、例えば、私気になった、お礼品、返礼品を選ばれるほうから見ると、1つは写真撮り、見せ方というのは一つの大きなポイントと思うんですけど、この辺りも併せて研修会の中でやられているんですかね。その辺、よかったらお聞かせください。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

おっしゃるように、ポータルサイト内での、やはりこの写真であったり、サムネイルといいますか、商品の、そのよさを示すような文言、こういったところが非常に大事になりますので、この点につきましても専門家の方に来ていただいて、全てのそういう事業者に分かりやすく研修をしていただいているところでございます。

また、これについては訪問等でも、研修会以外でもしっかり日頃から取り組んでいるところでございます。

#### ○1番（高橋信広君）

もう一つお聞きしたいのは、今年度、高額寄附者に対して返礼品のほうも、例えば、1,000千円の方には300千円とか、そういうのをたしか作っていただいたと思うんですが、この結果というか、今年度のこの辺りの動きというところ、分かれば教えてください。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

昨年の制度運用の見直しをして、大幅に引き上げたところがあります。この部分についても少しずつ実績が出てきております。本年度100千円以上の寄附額の設定で、実際に寄附があったものは81品目でございます。種別で言いますとフルーツ定期便であったり、家具類、あと伝統工芸品、お節料理、宿泊券等がございます。少し具体的に言いますと、額が大きなも

のでは、1件1,400千円の家具であったり、特産品の定期便等につきましては1,000千円、700千円辺りの価格帯の分も複数出てきております。このような状況も踏まえて、事業者の皆さんと連携して、今後の商品開発、掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（高橋信広君）

分かりました。

あと、ふるさと納税事業のこれを拡大していくには、やはりポータルサイトというのがやっぱり大変重要になっております。八女市としても、最初はふるさとチョイスから始まったと思うんですけど、大分拡大していただいております。今後、現状と来年度の考え方があれば、これもお聞かせいただけますか。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

ポータルサイトについてでございますが、寄附の間口として重要なものと考えております。現在、八女市では7つのサイトで運用をしております。令和3年度までは3つのポータルサイトで運用しておりましたが、昨年度ANA——これは全日空でございます、とauPAY、セゾン、さとふると4つのサイトを新規に追加して、寄附者が八女市にアプローチできるよう間口を広げたところでございます。いわゆる4大サイトというものがございます。楽天、ふるさとチョイス、さとふる、ふるナビ、これらの4つのサイトで9割以上の寄附があると言われておりますので、この分につきましては、八女市もやっとそろったところでございます。

来年度、あと2つほど追加をしたいと考えておりますが、職員の事務量の増加、オペレーション等もでございます。手間とのバランスを考慮しながら検討していく必要がありますので、今後はサイトの特性をしっかりと見極めまして、一番効率的な活用、運用について引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（高橋信広君）

来年度、2つの追加、その中にふるさとズは入ってますか、入っていないか。入っているかどうかだけで結構です。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

ふるさとズについては、私もサイトがあるということでは承知しております。まだ、それを導入するかというところまで至っておりません。

#### ○1番（高橋信広君）

実は、ふるさとズというのは、私も最近気づいたんですが、久留米市にある株式会社サンカクキカクというところが2021年に開始したポータルサイトです。ここは、いわゆる店舗型のふるさと納税で、要は、訪れた人が町の店舗、あるいは施設で、その場でふるさと納税を

して、そこで返礼品も受け取れるという仕組みなんですね。ビジネスモデル特許も実は取得されております。大方が商品ありき、お礼品ありきで今流れてますよね。元、原点に戻って、ふるさとを応援したい、あるいはこの地域にお世話になったからお礼したいとか、そういう本当のふるさと納税の在り方に戻って、そういう人たちに、ふるさと納税をしていただくような仕組み、そうしたところからこの店舗型というのが出たようです。結果的に、商品というか、物品というより体験型、あるいは宿泊、レジャーとか、そういうところに使われているようで、全国でまだ28自治体しか参加されていません。ところが、久留米ということもあって、大川市、それからみやま市、それと隣の広川町が参加されています。ホームページを見ますと、いわゆるそのお礼の品としては体験型、例えば、ゴルフ場が多いですね。八女市だったら上陽ゴルフを推薦するとかですね。あるいは宿泊施設とか、そういうところでやっておられて、まだ実績としては、去年の実績というのは全体的でも250,000千円ほどで僅かですけど、今のふるさと納税の在り方、要するに、お礼の品から入れるサイトから少しずつ変わる時代に、いずれ変わると思うんですね。

そういう意味では、ここを1回、調査研究していただいて、導入することは面白いかと思いますし、私も近々にちょっと訪れたいというふうに思ってます。八女市であったら、例えば、焚火の森キャンプ場、ああいうところに行かれた人が寄附していて、そこでも50千円していたら15千円の景品というか、次の体験ができるみたいな、そういう流れがつかれるのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

八女市のほうでも着地型、いわゆる観光であったり、八女市への入り込み客につながるような取組に現在力を入れ始めております。ホテルであったり、そういう観光施設、キャンプ場とか、あとゴルフ場とかございます。こういったところに寄与するようなシステムだと思いますので、また類似のシステムもあるやもしれませんので、そういったところ総合的に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（高橋信広君）

この件は、よろしくお願ひしたいと思います。

八女市でいえば、ふるさと支援寄附事業ですが、全国的には、もう1兆円規模ということになりました。

本市の場合は、総務省の、いわゆる基準を遵守しながらここまでやっていただいておりますので、これはこういうスタンスでいいと思います。

平成27年に私もふるさと納税九州サミットin平戸市というのに参加して以来、当時たしか

75,000千円ぐらいだったと思います。もう20倍というところまで来ておりますので、このことについては非常に評価しておりますし、できれば100億円とか、50億円とか、そういうことは私も必要ないと思いますし、20億円程度を安定した財源として、残り10億円をしっかりと使えるような、そういう仕組みをつくっていただければと思っていますので、さらなる拡大を期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1 番高橋信広議員の質疑を終わります。

それでは、13時ちょうどまで休憩いたします。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

まず1つ目に、八女市の消費生活の充実についてをお伺いします。

先週の木曜日、2月22日に、これは西日本新聞ですけれども、八女市で自営業の女性の方が架空の投資話を持ちかけられて、12,000千円をだまし取られる被害があったと発表されております。日本人名の男性からコメントがあり、その後、老後に一緒に過ごすために投資してお金を稼ごうと持ちかけられて、全部で12,000千円、1度に7,000千円を送金したという例もあるそうです。さらには生命保険の積立金も流用しようとしたために、あるいは銀行、そこら辺で分かって、止められたという例です。

こういう被害を未然に防止、あるいは解決するために設けられているのが、1つは消費生活センターだろうというふうに私は理解しております。

消費生活センターの活動について、相当いろんな相談活動なんかがあるかと思いますが、八女市ではどういった相談が、相談内容ですね、今はインターネット絡みだとか、振込詐欺、いろんなそういうだましの手口が蔓延していると言っていいぐらいあるし、昼間おりますと固定電話で、もうとにかく電話かかってくることもあるわけですので、八女市でこういう事件が起きましたので、再度、どういう事件、事項、あるいはどういう問題があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

令和4年度におきます消費生活センターへの相談件数につきましては、全部で434件でございました。

相談内容といいますか、傾向といたしましては、過去5年間での傾向といたしましては、まず、平成30年から令和2年度までは通信サービスのトラブルが最も多かったということでございます。この通信サービスのトラブルといいますのは、光回線工事の契約の電話勧誘とか、そういったものがそういうものに当たるということでございます。それから令和3年度は新聞購読の長期契約であつたり、スマートフォン契約などといった教養娯楽品のトラブル、それから令和4年についてはマスクの送りつけや化粧品などの定期購入の通販、そういった保健衛生品のトラブルが最も多かったと伺っておるところでございます。そのほかには、架空請求などの請求一般のトラブルや健康食品定期購入などの食品のトラブルなどの相談があつておるということでございます。

それから、先ほど森議員がおっしゃいました、12,000千円被害に遭われた事件になりますが、この内容については私も八女警察署が公表しております情報を把握はしておりましたが、こういう投資詐欺につきましては、金融庁に登録してある所在のある会社とかではなくて、また契約に至った勧誘が音声通信アプリとかデジタル会議システムなどのオンラインで行われておるので、交渉のための連絡先、相手が不明の事件が多いということで消費生活センターがあっせんできない事例がそういうことになっておるとのことだそうです。

ですので、こういう事件、相談が仮にあった場合は、当然相談は受けますけど、警察に相談するとか、また弁護士に相手の身元開示請求を行うための助言といいますか、そういうものをセンターではやっているとお伺っております。

#### ○19番（森 茂生君）

次の議案でITなんかが出てきますけれども、どうかすればロボットみたいなのがして、相手が特定できないということも当然あり得る、今後はそういうのが増えていくのかなと思っております。

以前、消費生活相談員に話したときに、成果といいますかね、解決した、それをお金に換算すれば幾らぐらいの成果があつたということが出してあつたような気がするんですけども、現在もそういう成果的な金額に直したものがありますか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消費生活センターがあっせんしまして、また助言することによりまして、その事業者に支払われた金銭を回収することができたと、また被害を未然に防ぐことができた、そういった金銭を救済金と言うそうでございます。

八女市消費生活センターの実績としましては、平成30年度が約56,000千円、令和元年度が約19,000千円、令和2年度が約9,000千円、令和3年度が約11,000千円、令和4年度が約5,000千円と伺っておるところでございます。

○19番（森 茂生君）

結構な金額を取り戻したというか、未然に防いだ、あるいは取り戻したということだろうと思います。

これは逆に言うと、ある一部だろうと思います。相談に見えたり、中には、そういう相談することすら思い浮かばない、もう黙ってしまって、そういうのが相当あるだろうと思います。恐らくこれは、逆に言えば氷山の一角かなと私は思いますけれども、なるだけそういう被害を救済するために、あるいは遭わないようにするために、ぜひこの消費生活相談は充実をさせていただきたいと常日頃思っているところです。

ちょっと新聞を読んでおりましたら、いろいろあったときはすぐに消費者センターなどに相談してくださいということで消費者ホットラインというのがあるようです。局番なしの188。そこに電話すると最寄りのセンター、ここで言うなら八女市の消費生活センターにつないでいくと理解してよろしいのでしょうか。八女市はそういうシステムになっていますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今森議員がおっしゃいましたダイヤルの188番につきましては、申し訳ありません。私の認識不足でそのシステムについては今お答えすることはできません。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

恐らくホットラインでつながっているだろうと私は思っています。

ですから、ちょっとこれを確認していただいて、もしつながっていないなら、やっぱりそれはちゃんとつながるようにしていただいて、そういう相談があったときに迅速に対応できるように、地元の消費生活センターが、ぜひそれをやっていただきたいと思います。とっております。

それこそ、この事業計画説明書によると、これを見ますと、県の支出金だけで国は載っていないわけですね。ですから、県が消費生活センターの給与の一部を持っているということで、国は全然タッチしていないということですかね。この表の見方。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この補助金につきましては、国の交付金を県を通じて交付されるということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。国が全くやっていないということじゃないんですね。トンネルで県を通して八女市に来ているということですかね。分かりました。

それから、今度新庁舎ができますけれども、現在も消費生活センターの部屋はありますけれども、この新庁舎になったら、そういう部屋ですかね、そういうのは確保されているかどうか、お尋ねします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

新庁舎移転後のこの消費生活センターにつきましては、正面玄関から入りまして、1階フロア西側になる予定でございますので、相談者が利用しやすい環境になると考えておるところでございます。

**○19番（森 茂生君）**

分かりました。

ひとつよろしく申し上げますけれども、最後に、恐らく会計年度任用職員さんだろうと思いますけれども、この相談員さんは相当専門的な知識も必要ですし、経験も必要です。明日から誰かがやってくださいと言っても、そう簡単にやれる仕事ではないと理解をしております。ぜひベテランといいましょうか、そういう慣れた人がきちっと座っていただいて、もし不足であれば人数を増やしてでも、今2人だそうですので、増やしてでも、そういうトラブル解決のためにやっていただきたいと思います。ですから、専門職ですので、多少よその会計年度任用職員さんよりも優遇することはできますか。ちゃんと座っていただくために、長期、やめていただくと困るわけですので、そういう点の配慮はどうなっているのか、お尋ねします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

八女市の相談員につきましては、八女市消費者生活相談員設置規則で定数は5人以内となっております。森議員おっしゃいましたように、今2人体制で行っておりますが、2人の相談員に現状について確認、聞き取りを行いましたところ、現在の相談件数と人員のバランスについては、今の2人が今の人員は適当であるとお話を伺ったところでございます。

それから、今後の処遇につきましては、今年間400件以上相談もあっておりますし、そのほかにも小学生、高校生への出前授業なんかもやっていただいて、かなり頑張っていただいておりますので、今の2人に続けていただきたいという気持ちは防災安全課としては持っております。今後、処遇改善についても人材確保の面からも必要だろうと思っておりますので、関係課と継続して協議しながら、処遇改善ができるように研究をしてまいりたいと考えております。

**○19番（森 茂生君）**

次に移りますけれども、生成AIシステムというのが予算化されております。これについ

て説明をお願いします。

**〇ＤＸ推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

生成ＡＩシステムについてのお尋ねでございます。

生成ＡＩとは、事前に学習をしました膨大な情報を基に、文書や画像などをコンピューターが自動的かつ短時間に作成することができる電子技術のことでございます。行政の分野でも議事録の作成や文書の予約、会議資料の作成などに利用することで事務の効率化につながりますので、国や自治体等でも検討、導入が進められておるところでございます。

今回、八女市におきましても、事務の効率化を図るため、文書を自動で作成できるためのシステムを令和６年度から導入したいと考えておるところでございます。

以上です。

**〇19番（森 茂生君）**

ここに資料として、生成ＡＩの活用事例ということで、命令文、利用者が入力するのが、あなたは優秀なライターです。八女市のことを多くの人に知ってもらうことを目的にＰＲ文を500文字上1,000文字以内で作ってください。対象は初めて八女市に来た人です。結局、これだけ入力すれば、回答文のような立派なベテラン課長さんが作ったような、もう全く分からないような立派な文章がぱっとできるそうですけど、ほかにも入力はあるんでしょう。たったこれだけでこれだけの文書を作るわけじゃないんでしょう。そこら辺の前段階的なものはどうなっていますか。

**〇ＤＸ推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

今の森議員がおっしゃいました資料につきましては、事前にＡＩシステムの説明をしたときの資料だと思うんですけども、命令文といいますものは、これはいろんな入力のやり方がありますので、これについては特に固定されたやり方ではございません。

それで、今回のシステム利用で想定される事務といたしまして考えておりますのが、各種制度に関する情報収集、それから政策立案の検討資料、法律や条例の要約、業務に関するＱ＆Ａの作成、会議録の作成、統計データの分析など、これらを想定いたしているところでございます。

また、そのほかにも様々な文書を自動で作成できる機能を持っておりますので、使い方については導入後、こういった使い方が一番効果的な使い方になるのかについては、今後も導入した上で検討していきたいと考えております。

**〇19番（森 茂生君）**

いや、私がちょっと知りたかったのは、これだけの命令文だけではなく、八女市の情報、

その前に打ち込んでいるわけでしょう。その上で、それを基にこういう命令文を出せば、こういう文書ができてくるということじゃないんですかね。

**ODX推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

入力文については、この例示している、この内容だけでこれだけの文書を作成できます。

この仕組みを申し上げますと、このデータの基になっているものは、インターネット上にあります、例えば、グーグルとかで検索できますよね、そういったデータを基にこれだけの文書を作成することができるような仕組みになっております。

以上です。

**O19番（森 茂生君）**

分かりました。

簡単に言えば、ここのA Iがいっぱいインターネット上にある八女市の情報を自分に取り込んで、そしてこの命令文を発すれば、それを基にこういう文書を作るということですか。分かりました。ようやく分かりました。しかし、本当にこれはもうベテラン課長さんが作ったみたい以上にあるような文章です。びっくりしました。

ただ、いろいろ言われていますよね。よいばかりじゃないということで、それで下手な入力すれば、それが情報漏えいにつながる。そして、これはA Iが内容を理解して上で作っているのじゃないそうです。さっき言われるように、情報をただ集めて、その中から適当に作っているということだけだそうです。ですから、必ず最後は人間の目で確認をしてチェックしないと、そのまま公に出したりすると、いろんな問題が起きてくるということを言われています。それと、下手にすれば著作権、いろんな問題が出てきますし、セキュリティーの問題、いろいろあるかと思います。

簡単で結構ですけれども、この誰でもかんでもが使えば、必ず何か操作の間違い、いろんなものが出てくると思いますので、その使い方というのをきちっと確立されているのか、皆さんに周知した上で使っていただくのか、そこの体制のところを少しお伺いしたいと思います。

**ODX推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、生成A Iの利用に当たりましては、内容の正確性や法的要件に問題はないか、あるいはプライバシーやセキュリティーの保護がきちんと対応できているのか、そういったことが重要になります。

利用するシステムについては、そういったことについてきちんと対応できているシステムの導入について検討しておるところでございます。

また、個人情報であるとか機密情報、こういったものについては利用をしないということについてもガイドラインのほうで定めまして、また、そのほかの情報の取扱いについて、今議員おっしゃいました著作権の問題とか、そういったものがございますので、そういったことはきちんとプログラムが作成した文章でございますので、その後はきちんと、それをたたき台として職員が目でしっかり確認していくということについてもガイドラインのほうで定めております。

また、このガイドラインについては、職員研修等も実施をしまして、しっかり徹底していきたいと考えております。

#### ○19番（森 茂生君）

情報漏えいとか、いろんな問題が起きないようによろしく願いをしておきます。

最後に、プールの問題ですけれども、福島中、南中、西中、これはプール新設のために当面、自校で授業をやる。新しいプールだからですか。それとも新しくプールを建てるという意味ですかね。

それと、矢部、星野は遠いからでしょうけれども、イトマンですかね、そういうところには行かずに、逆にイトマンから来ていただいて授業をするという理解でよろしいのか。

そのほかのプールはもう一切使わないのか、もう廃止するのか、そこら辺の今後の取組、どういう方針で行かれるのか、お伺いします。

#### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

冒頭の3中学校につきましては、新しく改修をしたばかりになります。令和2年、令和3年、令和4年で、改修したばかりなので、そこを当面使うと。

それから遠くなる矢部、星野につきましては、議員おっしゃるように来ていただく、そういう時間がありますので、インストラクターの方をイトマンスイミングから派遣していただいて、矢部、星野のほうに出向いていただいて、そちらで授業をしていただくという形になります。

それから、今のプールをどうするかということかと思いますが、プールについては、今のところ利活用の検討はまだしておりません。当面、今回、令和5年度、令和6年度、令和7年度で残りの3中学校以外は、イトマンのスイミングスクールを使って授業をやるので、そこで子どもたちの感想であったりとか、学校の先生方の御意見等を確認して検証を行った上で、今後継続していくかというのを確認しますので、大変好評でそのまま施設を使うということになれば、プールについては使用をしていかないことになりますけれども、今後、そこは検証した上でということになります。

以上です。

○19番（森 茂生君）

全てこれがいいという結論は恐らくまだ出ていないだろうと思いますので、じっくり検証されてやっていただきたいと思いますし、せっかくプールがあるのを使わずにするんじゃないく、もし地元から要望があったり、使いたいということで小中学生があれば、私は安全対策を地元の人たちが取った上で、何か使っていただいたほうがいいのかなと思うわけです。あるから、もう授業はスイミングスクールですから、これは一切使わないんじゃないく、そこら辺はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

子どもたちが使っていないプールを地域の方にとかいうことにつきましては、なかなか当然、清掃から始まって、いろんな薬剤での分の管理が大変重要になります。水温を測ったりとか、塩素を測ったりとか、そういったことを誰がやるのかということになりますので、学校施設を地域の方に開放するということは考えておりません。

○19番（森 茂生君）

もう時間がないので、最後に1点お尋ねします。

これを読みますと、1回を2時間、それを4回ということですかね。合計の8時間、1回2時間ということだろうと思います。それこそ、この前もちょっと言ったんですけども、筑南小学校の場合、往復と着替えに1時間かかるそうです。正味の1時間だそうです。それで、1学年で4時間のプールの時間ということになると思います。もっと距離が遠ければもっと少なくなるんだろうと思いますし、近ければ、もう少し増えるかと思います。

しかし、プール授業に詳しい人の話では、1年で4時間では泳ぐようになるのは、ほぼ不可能じゃないかなということを言われております。やっぱりそこら辺が1つネックになるのかなと思います。水は付き物ですし、例えば、登下校の帰りに川に落ちた、深みに落ちた。そしたら泳ぎ切れずに溺れてしまった。最低限、自分の身を守るために泳ぐ、これがプール授業の、水泳授業の基本と私は聞いたんですよ。最低限みんなが身を守るために泳ぐだけの力を身につける。プール、イトマンとか、ああいうところと若干違うような気がします。そういう授業も、今着物を着たまま水の中で泳ぐ練習とか、いろいろやっていらっしゃるようですけども、今後そういうのを続けられるかどうか、その点お尋ねします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明します。

議員おっしゃるように、各イトマンでの内容につきましては、学習指導要領に基づいた体育編というのがございますけど、それに基づいて、学校とイトマンと協議して、こういう内容をしたいたいということで協議がなされて決定されています。

おっしゃるように着衣での危険を察する、着衣での授業、そちらも必ずやるようにしてい

ますので、そういったところの危険性の認識は各子どもさんたちに周知しているところでございます。

**○19番（森 茂生君）**

それが確認できれば、今の先生の足りない御時世ですので、あんまり無理なことも言えないのかな。経済的効果もかなりあると、皆さん、あっちこっちで計算されておりますので、時代の流れで仕方がないのかなという気はします。全面的に賛成というわけではないんですけれども。

以上で終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

19番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により、設置されました予算審査特別委員会に付託をいたします。

議案第31号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第35号 令和6年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和6年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算を議題といたします

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案質疑が本日で終わりましたので、4日は休会といたします。

会期日程に従い、5日からは委員会・分科会となっております。審査のほどよろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時35分 散会